

【総合評価落札方式の方法について】

■評価の方法

- ・総合評価点：価格点と価格以外の評価点を総合した評価点
- ・価格点：入札価格に基づいて算定した評価点(85点)
- ・価格以外の評価点：技術提案、施工能力等から算定した評価点(15点)

■評価点の算定方法

・ 価格点

各入札者(失格となった者を除く。)の入札金額のうち最低の金額(最低価格)を各入札者の入札金額(入札価格)で除して得た値を、価格点に対する配点に乗じて得た値とする。

$$\text{価格点} = \text{配点}(85\text{点}) \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$$

[少数点以下第4位を四捨五入]

・ 価格以外の評価点

提出された評価項目算定資料の項目ごとに、評価基準(別表1及び別表2)に基づき配点する。

■落札者の決定方法

- ・ 総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは次の①の要件に該当する入札をした他の者のうち評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

①入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

- ・ 上記①において、評価点の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて決定する。

■低入札価格調査制度に係る調査基準価格

- ・ 別に定める館林市低入札価格調査実施要綱に基づき、調査基準を設定する。
(調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)